

富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項に規定する第一号事業（以下「事業」という。）を行う者（以下「第一号事業者」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(指定)

第3条 省令第140条の63の6第1号に規定する市が定める基準は、別に定める。
2 市長は、別に定める基準を満たした第一号事業者であっても、事業の供給量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じると認める場合においては、当該事業者を指定しないことができる。

(指定の期間)

第4条 省令第140条の63の7の規定による市が定める期間は、6年とする。ただし、指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第5条に規定する指定訪問介護事業所をいう。）又は指定通所介護事業所（同基準第93条に規定する指定通所介護事業所をいう。）にあつては、当該指定を受けている有効期間とする。

(指定の申請等)

第5条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定（指定更新）申請書（様式第1号）により、当該申請に係る事業開始予定年月日の2月前までに行わなければならない。

2 法第115条の45の6第1項の規定による更新の申請は、富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定（指定更新）申請書により、当該申請に係る現に受けている指定有効期間満了日の2月前までに行わなければならない。

(指定の通知等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、指定の適否を審査し、指定をするときは富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定通知書（様式第2号）により、指定をしないときは富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者不指定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 指定事業者は、前項に規定する富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定通知書を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示しなければならない。

(変更の届出等)

第7条 指定事業者は、指定の申請内容に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に、富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定内容変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止、又は休止の日の1月前までに、富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定廃止（休止・再開）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 指定事業者は、休止した当該指定に係る事業を再開したときは、再開した日から10日以内に、富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定廃止（休止・再開）届を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消したとき、又は当該指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定取消（停止）通知書（様式第6号）により、当該指定事業者に通知するものとする。

(事業所情報の提供)

第9条 市長は、第5条の規定による申請又は第7条の規定による届出の受理（以下この条において「申請等の受理」という。）をしたときは、国民健康保険団体連合会その他の機関に対し、当該申請等の受理に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - (3) 指定年月日、指定更新年月日及び指定有効期間満了日
 - (4) 事業開始年月日、事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日及び指定停止期間
 - (5) 運営規程
 - (6) 介護保険事業所番号
 - (7) 管理者及び役員の氏名、生年月日及び住所
 - (8) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- (その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、第一号事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定に必要な手続その他の準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

様式第1号（第5条関係）

富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定（指定更新）申請書

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

㊞

介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第一号事業の指定事業者として指定（指定更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | | | | | |
|--------|----------------|-------------|--|--|------------|------|
| | | 事業所所在地市町村番号 | | | | |
| 申請者 | フリガナ | | | | | |
| | 名 称 | | | | | |
| | 主たる事務所の所在地 | (郵便番号 -) | | | | |
| | 申請者連絡先 | 電話番号 | | | FAX番号 | |
| | 法人の種別 | | | | 法人所轄庁 | |
| | 代表者の職名・氏名・生年月日 | 職名 | | | フリガナ 氏名 | 生年月日 |
| | 代表者の住所 | (郵便番号 -) | | | | |
| 事業所の状況 | フリガナ | | | | | |
| | 事業所の名称 | | | | | |
| | 事業所等の所在地 | (郵便番号 -) | | | | |

| 同一所在地において 行う事業の種類 | | 実施 事業 | 事業の開始 予定年月日 | 既に指定を受 けている事業 の指定年月日 | 添付 書類 |
|--------------------------|-------------|----------|----------------|----------------------------|----------------|
| 指定を 受けよ うとす る事業 | 訪問介護相当サービス | | | | 付表 1 |
| | 訪問型サービス A | | | | 付表 2 |
| | 通所介護相当サービス | | | | 付表 3 |
| | 通所型サービス A | | | | 付表 4 |
| 既に指 定を受 けてい る事業 | 訪問介護 | | | | |
| | 介護予防訪問介護 | | | | |
| | (地域密着型)通所介護 | | | | |
| | 介護予防通所介護 | | | | |
| 介護保険事業所番号 | | | | | (既に指定を受けている場合) |
| 総合事業事業者番号 | | | | | |
| 指定を受けている他市町村 | | | | | |

備考

- 「事業所所在地市町村番号」欄は、記入しないでください。
- 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人（NPO法人等）である場合には、その主務官庁の名称を記入してください。
- 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 「指定申請をする事業の開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記入してください。
- 「既に指定を受けている事業の開始年月日」欄は、介護保険法に基づく指定事業者として指定された年月日を記入してください。
- 「総合事業事業者番号」欄は、この申請に係る事業所が富士見市外にある場合で、事業所所在他の市町村長から介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定を受けている場合には、その番号を記入してください。

様式第2号（第6条関係）

富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定通知書

第 号

年 月 日付けで申請のありました介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者の指定については、次のとおり第一号事業の指定事業者として指定したので、富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者の指定等に関する規則第6条第1項の規定により通知します。

- 1 申請者名
- 2 代表者名
- 3 事業所名
- 4 所在地
- 5 介護保険事業所番号
- 6 サービス種類
- 7 指定年月日

年 月 日

富士見市長



様式第3号（第6条関係）

富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者不指定通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付けで申請のありました介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者の指定については、次の理由により第一号事業の指定事業者として指定しないこととしたので、富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者の指定等に関する規則第6条第1項の規定により通知します。

理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として（訴訟において富士見市を代表する者は富士見市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第7条関係）

富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定内容変更届

年 月 日

（宛先）富士見市長

届出者 所 在 地

名 称

代表者氏名

㊟

次のとおり指定の申請内容に変更がありましたので、富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者の指定等に関する規則第7条の規定により届け出ます。

| | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|--|--|--|-------|--|--|--|--|--|
| 介護保険事業者番号 | | | | | | | | | | |
| 指定内容を変更した 事業所（施設） | 名 称 | | | | | | | | | |
| | 所在地 | | | | | | | | | |
| サービスの種類 | | | | | | | | | | |
| 変更があった事項 | | | | | 変更の内容 | | | | | |
| 1 | 事業所（施設）の名称 | | | | 変更前 | | | | | |
| 2 | 事業所（施設）の所在地 | | | | | | | | | |
| 3 | 申請者の名称 | | | | | | | | | |
| 4 | 主たる事務所の所在地 | | | | | | | | | |
| 5 | 代表者の氏名、住所及び職名 | | | | | | | | | |
| 6 | 定款、寄付行為等及びその登録事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。） | | | | | | | | | |

| | | |
|-------|------------------------------|-------|
| 7 | 事業所の平面図、設備の概要等 | 変更後 |
| 8 | 事業所（施設）の管理者の氏名及び住所 | |
| 9 | 事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 | |
| 10 | 運営規程 | |
| 11 | 役員の氏名及び住所 | |
| 変更年月日 | | 年 月 日 |

備考

- 1 該当する項目番号に「○」を付してください。
- 2 変更の内容が分かる書類を添付してください。

様式第6号（第8条関係）

富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定取消（停止）通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付け 第 号で通知した介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者の指定については、次のとおり取消し（停止）をしたので、富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者の指定等に関する規則第8条の規定により通知します。

- 1 事業所の所在地
- 2 事業所の名称
- 3 代表者氏名
- 4 取消（停止）理由

5 指定取消日 年 月 日
停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として（訴訟において富士見市を代表する者は富士見市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。